

小地域懇談会へ

今年も10月中旬から12月中旬までの間、小地域懇談会を行います。一人ひとりに保障されている幸せに生きる権利（「人権」）について学習していきたいと思えます。

そこに住む一人ひとりが大切にされる地域、お互いを尊重しあう地域、人と人とのつながりを大切にする地域、そこで暮らすすべての人が安心して安全に暮らせる地域。

そんな地域づくりのために、一人ひとりが「人権尊重のまちづくりの担い手」として実践をすすめていくきっかけにしたいと思っています。

【今年の内容は】

お互いを大切にし、お互いの人格を尊重しあうことが人間関係の基盤だと思います。

また、共同体の中で生活していく限り、地域内の人間関係、近所との人間関係は切っても切れない関係にあります。

そこで、今年の小地域懇談会では、プライベートや身の回りの情報、コミュニケーション等を振り返りながら、日々の暮らしの中の人間関係について学習し、人権尊重のまちづくりにつなげたいと思えます。



【昨年参加された方の感想です】

- ・初めて出席しましたが、とても大きな収穫がありました。またあれば、参加したいです。自分自身を振り返ることができました。
- ・参加型学習の形式で、グループ全員が意見を交換することができました。有意義な時間を過ごせてよかったです。
- ・話し合った内容も大事だと思いますが、地域の人が集まって話をする事自体が大切だと感じました。

虐待を

なくすために②

前回（広報だいせん9月号14ページ参照）、虐待かどうか疑われる事例については誰でもすぐ市町村へ連絡しなければならぬことについて触れました。

虐待とはそもそもどういうこととをさすのでしょうか。虐待行為は大きく5つに分類されます。今回は2つの「虐待」についてお知らせします。

他の3つの「虐待」（Ⅱ「性的虐待」・放棄・放任「経済的虐待」）については、次号でお伝えします。

1 「身体的虐待」

暴力や体罰によって、身体に傷やあざ、痛みを与える行為のこと。殴る、ける、つねる、無理矢理に食べ物や飲み物を口に入れる、柱やベッドに縛りつけるなど。

2 「心理的虐待」

おどしや、侮辱などの言葉や態度、無視、いやがらせなどによって精神的に苦痛を与えること。

「バカ」「アホ」などの言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口

を言う、大人なのに子どもあつかいする、話しかけているのに意図的に無視するなど。

【障害者虐待防止法

10月1日施行】

この法律は、正しくは「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といい、今年10月1日から施行となります。児童虐待、配偶者からの暴力、高齢者虐待につづいて議員立法されました。

本町は、障がい者の虐待通報・相談窓口を、高齢者と同じように地域包括支援センターに置きまします。児童虐待と同様、通報や相談から48時間以内の初動対応をめざします。

◆問い合わせ先

高齢者・障がい者への虐待
地域包括支援センター

☎0859-54-5207

児童・生徒など未成年への虐待
教育委員会幼児教育課

☎0859-54-5219

配偶者からの暴力（ドメスティックバイオレンス：DV）
人権推進課

☎0859-54-2286